

平成30年度 市ケ尾高等学校 不祥事ゼロプログラム

市ケ尾高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

市ケ尾高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

(1) 公務外非行の防止【必須事項】

ア 目標

職員一人ひとりが、公務員としての自覚をもち、公務外において生徒・保護者・県民の信用を損なわないよう、意識啓発を図る。

イ 行動計画

不祥事防止研修会や朝の職員打合せ等で事例を示しながら注意喚起を行い、公務員・社会人としてあってはならない非違行為の防止に努める。

4月当初の不祥事防止研修会で、神奈川県職員行動指針及び職員啓発資料を配付し、県職員としての自覚を高める。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止【必須事項】

ア 目標

スクールセクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

日常的に職員の意識啓発を図るとともに、教育実習生の受入れを契機とし、平成30年5月に職員及び教育実習生に向けた指導・啓発を行う。

(3) 体罰・不適切な指導の防止【必須事項】

ア 目標

生徒に対する不適切指導・体罰の未然防止を図る。

イ 行動計画

日常的に生徒指導に関する情報交換を密に行い職員の意識啓発を図るとともに、「体罰防止ガイドライン」を活用して、平成30年7月に不祥事防止研修会を行う。

(4) 適切な私費会計処理

ア 目標

学校徴収金・団体徴収金・部費・合宿費等の執行と会計管理を、「私費会計事務処理の手引き」にもとづいて適正に行うとともに、帳票類の整理を行う。

イ 行動計画

(ア) 平成30年5月に「私費会計事務処理の手引き」を活用し、適正な会計処理が行えるよう全職員を対象に研修を行う。

(イ) 私費会計事務について複数によるチェックを義務化し、会計監査で指摘を受けることのないよう、帳簿類の整理を徹底する。

(5) 個人情報の適切な管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の漏洩・紛失等の事故を未然に防止する。

イ 行動計画

原則として、個人情報を含むデータの複製や校外への持ち出しは行わない。やむを得ず校外に持ち出す場合は、校長の許可を得るとともに、「個人情報校外持ち出し許可願い」及び「USBメモリ管理簿」による手続きを順守する。

個人情報を含む文書やデータは、施錠のできる場所に保管するとともに、回議する場合は、所定のケー

スに入れ、漏洩や紛失の防止に努める。

学校行事その他の事由で個人情報を第三者に提供する場合は、原則として本人の同意を得るとともに、必要最低限の情報を提供することとし、提供媒体、提供期間、返却・破棄等の手続等の詳細について、紙面に明記し、双方で確認する。

(6) 酒酔い・酒気帯び運転および無免許運転の防止

ア 目標

道路交通に関する法令を遵守し、酒酔い・酒気帯び運転及びこれらによる交通事故の防止を図る。

イ 行動計画

平成30年12月に不祥事防止研修会を実施し職員の意識啓発に努める。

(7) 業務執行体制の確認

ア 目標

法令・マニュアル等の諸規定に基づき、日常の点検やチェックを行い、適正な業務を遂行する。

教育委員会ネットワーク上にポータルサイトを立ち上げ、各グループ、学年、管理職、事務等からの連絡事項を掲載することで、情報の共有化・業務の円滑化を図る。

イ 行動計画

職務執行について管理監督者への「報告・連絡・相談」を意識し、不祥事の未然防止を図る。

(8) 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止

ア 目標

調査書・通知表及び成績処理に関する点検体制を確認する。

イ 行動計画

平成30年7月に、成績処理・点検に関する資料を配付し、事故の未然防止を徹底する。

平成30年11月に、調査書発行事務に関する不祥事防止研修会を行う。

平成31年2月に、年度末の成績処理及び指導要録作成に関する研修を行う。

(9) 入学者選抜業務の事故防止

ア 目標

入学者選抜に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成31年1月に、入学者選抜に係る不祥事防止研修会を実施し、入学者選抜業務の内容を全職員で共有するとともに、採点業務におけるチェック体制及び入学者選抜業務に関する文書類の厳重保管を徹底する。

3 市ヶ尾高等学校独自目標

(1) 部活動指導における事故防止

ア 目標

日常の部活指導及び合宿・県外遠征等における指導に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成30年7月に、「部活動における事故防止のガイドライン」を活用した不祥事防止研修会を実施し、事故防止に必要な知識・理解を深める。

(2) 健康上配慮を要する生徒への対応

ア 目標

健康上配慮を要する生徒に対して、個々の状態に合わせて適切に対応する。

イ 行動計画

平成30年5月に、健康上配慮を要する生徒の状況を共有し、適切な対応に努める。

(3) 教員経験の浅い職員による不祥事の防止

ア 目標

採用後5年以内の職員ならびに通算任用期間が5年以下の臨時的任用職員による不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

管理職や同僚による声かけの励行や、相談体制の整備を進め、社会人・公務員としての自覚や不祥事を

起こさない意識・行動を醸成する。

4 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成30年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成31年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成31年度における市ケ尾高等学校事故・不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

4（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局総務課の求めに応じ、同課に送付する。

6 事故防止会議

企画会議をもって、これに充てる。

7 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。